

# いよいよ施行! インボイス制度に関する 取引先からの よくある質問&回答法

解説●八木正宣

(税理士法人SBL代表社員・税理士)

インボイス制度の施行が間近だ。ここでは制度に関する経営者のよくある疑問から、金融機関として情報提供すべき要点をみていく。

## 質問1

そもそもインボイス制度って?何か登録が必要なの?



イ

ンボイス制度の正式名称は「適格請求書等保存方式」といい、適格請求書(インボイス)を通じて正確な消費税額と税額を買い手事業者に伝えるための制度である。

インボイスを発行するためには、あらかじめ適格請求書発行事業者として登録を受けなければならない。

仕入税額控除には  
インボイスが必須に

インボイス制度は2023年10月1日より施行される。

売り手事業者は買い手事業者に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるため、現行の区分記載請求書に適格請求

書発行事業者としての「登録番号」や「税率ごとの消費税額」等を記載した新様式として作成しなければならない。これがインボイスだ(図表)。

インボイスの作成には請求書作成ソフトの改修などの対応が必要になる場合がある。

また買い手事業者においては、消費税納税額を計算する際に、原則としてインボイスの保存と一定事項の帳簿への記載が求められることとなった。インボイス制度の導入後は、適格請求書発行事業者以外の者からの商品やサービスの購入については、6年間の経過措置のち仕入税額控除ができなくなる。

仕入税額控除とは、事業者

## ●インボイスの作成例と記載事項

書類の交付を受ける当該事業者の氏名または名称

請求書 (令和5年10月分)

御中 (株)近代商事

適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号 (株)近代商事 T1234567890123

日付	品名	金額
10月5日	フォーク	770円
10月6日	牛肉 ※	3,240円
	...	
	合計	12,000円

課税資産の譲渡等を行った年月日

10%対象 6,600円うち消費税600円

※は軽減税率対象 8%対象 5,400円うち消費税400円

税率ごとに区分した消費税額等

課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容、軽減対象資産の譲渡等である旨

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額または税込価額の合計額および適用税率

(出所) 筆者作成

が消費税を納税する際に二重課税とならないよう、仕入の際に支払った消費税を控除して申告する仕組みのことだ。買い手事業者はインボイスを受け取れない場合、税負担が増える可能性があるというわけである。

なお消費税計算を簡易課税方式で行っている場合には、課税売上から納付する消費税額を計算することから、仕入税額控除のためのインボイスの保存は不要だ。

**課税事業者のみが発行事業者に登録可能**

適格請求書発行事業者の登録のためには、所轄税務署に登録申請書を提出する必要がある。登録申請書は各国税局のインボイス登録センターへの郵送や、e-Taxを利用して提出することが可能だ。

インボイス制度の施行日から適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、2023年9月30日までに申請しなければならぬ。2023年8月時点で、申請後に登録番号が発行されるまでe-Taxによる提出なら約1カ月、書面提出なら約2カ月半となっている。

なお申請者が法人の場合には、登録番号は「T+13桁の法人番号」とされているため、あらかじめ登録番号を知ることが可能だ。

個人事業者の場合、もし10月1日までに登録番号が通知されなかった場合には、暫定的な請求書を交付し、登録番号通知後にインボイスを交付するといった対応が必要となる。

注意点として、適格請求書発行事業者に登録するには消費税の課税事業者となること

が必要である。これまで消費税の納税を免除されてきた免税事業者は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択する必要がある。

ただし、適格請求書発行事業者に登録する日が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、その登録日から課税事業者となる経過措置が設けられている。

▼このように答えよう!

インボイス制度ってそもそもどんな制度なの?

従来の請求書ではなく、要件を満たしたインボイスを受け取れなければ仕入税額控除ができなくなります

インボイスを受け取りさえすればいいんでしょ?

さようです。ただしインボイスを発行可能な事業者への登録は課税事業者でなければできません

免税事業者からの仕入には注意がいるってことだね

## 質問2

# インボイス制度に対応しないと どんな影響があるの？



### 売

り事業者がインボイス制度に対応しない場合、インボイスを交付することができない。一方の買い手事業者はインボイスの交付を受けないと仕入税額控除が受けられず、消費税負担が増える可能性がある。

インボイス制度施行によるそれぞれの影響について、詳しく見ていこう。

### 一方的な仕入先選別は 法律違反になる場合も

まずは買い手事業者への影響について、3つの課税方式別に解説する。

#### ①原則課税方式を採用する課税事業者の場合

インボイス制度により最も影響を受けるのは、インボイス

を発行できない事業者からの商品やサービスの購入について、その買い手事業者が仕入税額控除できないケースである。

原則課税方式では、課税期間中の「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入等に係る消費税額」を控除（仕入税額控除）して計算する。インボイス制度導入後に仕入税額控除を行うためには、インボイスの保存が条件となる。

図表に示したように、買い手事業者にとって消費税計算上、仕入税額控除ができないとなると、大きなコストアップとなる。同じ商品・サービスであれば、適格請求書発行事業者から購入したほうがコストを下げるができるの

だ。

そのため金融機関の担当者には、インボイス制度開始までに仕入業者の選別を進めることが企業経営上求められる点を情報提供したい。

ただし取引業者の選別にあたっては、免税事業者等の小規模事業者は取引条件が一方的に不利になる場合も想定される。

発注事業者がインボイス制度に関する経過措置（P56にて詳細後述）により、一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、「免税事業者に対し、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げると一方的に通告する」等の行為は、独占禁止法・下請法・建設業法におけ



る「優越的地位の濫用規制」により問題となる可能性がある。

取引選別の必要性と併せて必ず伝えておこう。

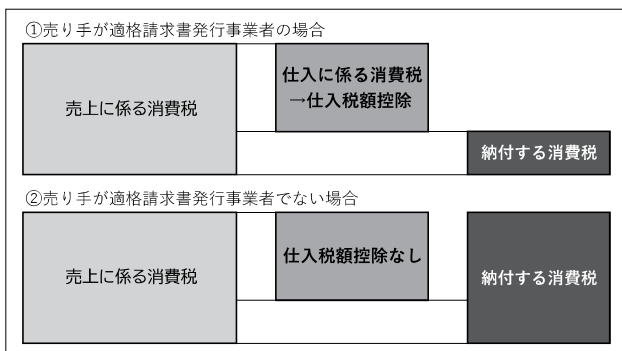
#### ②簡易課税方式を採用する課税事業者の場合

買い手事業者が簡易課税制度を選択している場合には、納付する消費税額を課税売上ベースとして計算することから、仕入税額控除のためのインボイスの保存は不要となる。そのため、インボイス制度による影響を受けないと伝えたい。

簡易課税方式は、課税期間

# 羊 特別企画

## ●仕入税額控除の有無による影響イメージ



(出所) 筆者作成

この制度は、事前に「簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者が、基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々期）の課税売上が50

における課税売上に係る消費税額に、業種区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付消費税額を計算する仕組みのことだ。

00万円以下の課税期間において選択することができる。

### ③免税事業者の場合

買い手事業者が消費税の免税事業者である場合には、その免税事業者は消費税の申告義務がなく仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としない。

以上から、簡易課税方式を採用する事業者と同様に、免税事業者はインボイス制度による影響を受けることはない。

### 売り手の販路開拓に 影響が及ぶ可能性も

売り手事業者が適格請求書発行事業者に登録しなかった場合には、そもそも新しい様式に対応したインボイスを作成する必要がない。そのため請求書発行ソフトを改修する等の対応や、インボイスの交付義務、インボイスの写しの保存といった義務が発生しな

い。

また売り手事業者が免税事業者の場合、引き続き消費税の納税義務は免除される。

しかしながら、売り手事業者がインボイスに対応しなかった場合の買い手事業者のデメリットは前述したとおりだ。売り手事業者側に立ってみると、買い手事業者による取引業者の選別により取引が減少するリスクがあるといえる。

もし担当者がこのような売り手事業者と接する場合には

は、価格交渉において買い手事業者が負担する消費税分を値引きという形で対応するという手段もあることを伝えよう。

また従来からの取引先であれば、その関係性において交渉の余地があるだろうが、新規の取引先が課税事業者であった場合、インボイスが発行できないという理由だけで新規取引を断られてしまう可能性もある。

この点についても、担当者として情報提供したい。

▼このように答えよう!

インボイス制度に対応しないと具体的にどんな影響があるのですか？

買い手事業者はコストアップする場合があります。売り手事業者では取引が見直されるおそれが生じます

当社は簡易課税方式を採用していると思うのですが

ではあまり影響はないかもしれませんが。一度御社の顧問税理士に確認してはいかがでしょうか

ありがとうございます。そうしてみます

もし担当者がこのような売り手事業者と接する場合には



### ●法人設立による節税スキームイメージ

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個人事業主	800万円 免税	1,200万円 免税	1,400万円 免税	法人成り 課税		
新設法人				1,500万円 免税	1,600万円 免税	1,700万円 課税

課税売上が1000万円を超えた!

(出所) 筆者作成

したがって一般消費者を相手にする免税事業者は、インボイスが交付できないことを理由に取引を失う可能性は低い。担当者からは、インボイス制度に対応しなくても影響はないと伝えてよいだろう。

ただし取引の相手先が一般消費者である場合には、判断の基準が変わってくる。インボイスは、モノやサービスの買い手である消費者に対して交付義務はない。

インボイス制度に対応しないと、相手事業者との取引が縮小する可能性があるため、多くの免税事業者は適格請求書発行事業者への登録を検討するだろう。

仮に免税事業者が課税事業

者になる場合、消費税の納税義務や申告のための事務負担が発生するほか、自社インボイスの交付義務と控への保存義務、インボイス発行のためのソフトウェアやレジ等の更新が必要となる。

### 質問3

免税事業者のまま  
でいても  
問題はないの？



#### 税負担と取引への 影響から総合的に判断

判断が難しいのは、取引相手に事業者と一般消費者が混在する場合だ。免税事業者のままであった場合に失う取引と、課税事業者となった場合に納めることになる消費税額との比較を前提とし、総合的に判断することとなる。

例えば接待利用が多い飲食店や、ファッションモデル(事業主)の利用が多い美容室などは、インボイスを発行

することで強みを打ち出せるかもしれない。

なお一般消費者向けの業種の場合には、従来より活用されてきた消費税の免税スキームが有効だ。基準期間(個人事業者の場合は前々年、法人は前々期)の課税売上が100万円以下の場合に消費税は免除されるのだが、個人事業者の課税売上が1000万円を超えた年の2年後に法人化すれば、引き続き法人で2年間消費税の免税を受けられる可能性がある(図表)。

#### ▼このように答えよう!



税負担を抑えるために免税事業者のままがよいのですが、問題ないでしょうか？

主要販売先が一般消費者であれば大丈夫かと思います



個人と法人のどちらにも絵を販売しているのですが

でしたら免税事業者でいることで失う可能性がある取引と、課税事業者になった場合に発生する税負担との比較が第一でしょう。専担者をお連れしましょうか？



助かります。ぜひお願いします

●電子帳簿保存法の3つの保存区分

保存区分	内容	具体例
電子帳簿等保存	電子的に作成した書類を電子データのまま保存	仕訳帳、元帳、出納帳、売掛帳、決算書
スキャナ保存	紙で発行・受領した書類をスキャンして画像データとして保存	請求書、領収書、見積書など
電子取引データ保存	電子的に授受した取引情報をデータのまま保存。 <b>紙での保存は認められない</b>	メールに添付された請求書、領収書など

(出所) 経済産業省公表資料より筆者作成

質問4

インボイス制度の対応にはソフトの導入が必須なの？



インボイスは記載事項等の要件さえ満たしていれば手書きで作成・発行してもよいが、電子データで作成する場合には、電子帳簿保存法に対応したソフトウェアで

インボイスは記載事項等の要件さえ満たしていれば手書きで作成・発行してもよいが、電子データで作成する場合には、電子帳簿保存法に対応したソフトウェアで

の作成が推奨される。またインボイスを電子取引によって受け取る場合にも、一定のルールにのっとった保存をしなければならない。インボイス制度は電子帳簿保存法と併せて対応すべきと考えられる。

電子帳簿保存法は国税に係る帳簿や書類をデータで保存することを認める法律で、3つの区分に応じて保存方法が定められている(図表)。

特に注意したいのが、2024年1月1日以降、EDI取引・電子メール・クラウドサービス等の電子取引を利用してインボイスを交付または受領した場合には、そのイン

ボイスの電子データを一定の要件を満たした形で保存しなければならず、紙で印刷して保存することが認められないことだ。

なければならない。

インボイス制度と電帳法はセットで対応

インボイス制度は2023

年10月、電子帳簿保存法は2

024年1月と完全に同時期

の法制度ではないが、前述の

ように密に関連する法律だ。

取引先には2つの法律への

対応を1つのプロジェクトと

して認識するよう声かけし、

経理処理全般の業務フローや

保存ルールの見直しを後押し

したい。

▼このように答えよう!



インボイス制度の対応にはソフトが必須ですか？

要件を満たしてさえいればインボイスは手書きでも大丈夫ですが、データでやり取りするには電子帳簿保存法に留意が必要です



当社はBtoCなのでインボイスをあまり発行しませんよ

電子帳簿保存法では、データで受け取ったインボイスの保存様式等にも要件を定めているのです



受取り方にも？詳しく教えてください